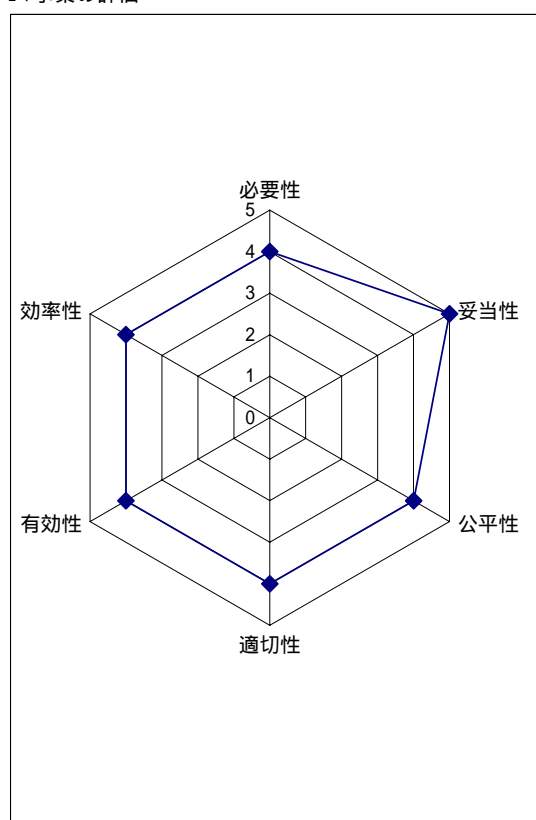


事務事業名	下水道事業計画策定事業	担当部局	市長部局 上下水道部
基本目標	美しいゆとりある快適環境と景観づくり(環境・都市基盤)	担当課名	下水道業務課
施策体系	安全で快適な暮らしづくり(下水道整備)	担当係名	計画係
施策	公共下水道事業を推進する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	昭和45年に公共下水道事業着手し、平成16年認可変更を経て、現在は汚水957ha雨水629haで事業推進している。現認可は平成22年までであるが、できれば余裕をもって一年前の平成21年度に認可変更を実施するのが賢明である。また、基本計画1,913haについても平成9年の見直しから既に10年近く経ち、「開発計画等の社会状況の変化」及び県が平成15年3月策定した「利根川流総計画」に合わせて、早期の見直しが必要である。加えて、平成20年に予定されている「茨城県生活排水ベストプラン」の見直しに結果を反映させることも併せて目指すものである。		
事業の期間(開始/終了)	平成16年 4月 / 平成27年 3月		
根拠法令、条例、規則など	下水道法 下水道法施行令 昭和四二政令二一一・二〇三(事業計画の決定及び変更)		
事業が対象としている人(モノ)	計画変更策定委託発注・準備作業件数 図面図書作成委託の発注件数		
具体的な活動内容	平成17年に、事業認可区域内の「補助・単独(管渠)区分図策定委託」を発注する。 平成20年「生活排水ベストプランの見直し」に向けた基礎資料データを平成19年度に収集する。 平成19~22年に収集データを考慮しながら、基本計画の見直しを検討する。 平成21年度に事業認可計画変更の業務委託を発注する。		
事業の成果	平成17年に、事業認可区域内の「補助・単独(管渠)区分図策定委託」を発注した。 今後の汚水管渠長期計画について、検討した。 今後の雨水管渠長期計画について、検討した。 今後の浄化センター改築更新計画について、検討した。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い まだ1~2年の準備期間はあるが、汚水については、「公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の棲み分け」、すなわち、平成20年の「茨城県生活排水ベストプラン」の資料収集が急務である。また、現認可は平成22年までであるが、財政難により事業延伸は必至である。かつ、「利根川流総計画」に合わせて、基本計画も見直す必要がある。
	5 行政以外にはできない事業である 公共下水道であり、行政以外にはできない。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している 供用開始区域内の受益者に広く便益を提供している。
	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 法的に決められた手続きで適正におこなわれている。
有効性	4 概ね目標水準に達している 財政的な問題もあり、認可申請時の財政計画より建設事業はかなり遅れている。事業達成の進捗は遅いが、予算の範囲内で、ほぼ100%達成している。
	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている) いまままでに、申請した事業計画については、結城市浄化センター改築協議も含め、県に協議・説明して、申請どおりに受けとってもらっている。

総合評価	適正な計画に基づき、ほぼ達成している。
------	---------------------

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	下水道事業の基礎は昭和45年に策定された「結城市公共下水道基本計画」であるが、その後4回にわたる人口フレームや認可計画の見直しを行って現在に至っている。平成9年の基本計画の見直しから既に10年近く経ち、「開発計画等の社会状況の変化」及び県が平成15年に策定した「利根川流総計画」に合わせて、早期の見直しが必要である。加えて、平成20年に予定されている「茨城県生活排水ベストプラン」の見直しに結果を反映させることも併せて目指すものである。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	下水道事業の全体計画区域(汚水・雨水)については、県の「生活排水ベストプラン」との整合性を図るとともに、資本的投資効果や収益性について企業経営の基盤整備とした計画とする。			